

# きそ ネット



水と緑の  
ふるさとづくり

第41号

発行/平成26年9月30日  
長野県木曾広域連合

## 木曾地区災害時医療救護訓練



平成26年度木曾地区災害時医療救護訓練が、9月14日(日)に行われました。

今年度は、昭和59年に発生した『長野県西部地震』から30年を迎えた王滝村を会場とし、住民を含めて約250名が訓練に参加しました。

訓練に参加した木曾医師会、木曾郡歯科医師会、木曾薬剤師会、木曾広域消防本部他6団体の役割分担の確認や連携の再確認に加え、県立木曾病院に所属するDMAT(災害派遣医療)チームが負傷者のトリアージ(負傷程度の選別)を行い、搬送の順位を決定して救急隊員へ引き継ぐ訓練も行いました。

また、長野県消防防災ヘリコプターも参加し、孤立した住民の救助法も披露されました。

議会だより	2
平成25年度決算の概要	2
人事行政の運営状況の公表	3・4
ごみを減らす生活をしてみませんか	4

# 木曾広域連合議会だより

## 平成 26 年木曾広域連合議会第 3 回定例会

開催日 8月29日(金) 午前10時開会

議案第 10 号	木曾地域高度情報化施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について	……可決
議案第 11 号	木曾広域連合消防手数料条例の一部改正について	……可決
議案第 12 号	職員定数条例の一部改正について	……可決
議案第 13 号	物品購入契約の締結について	……可決
議案第 14 号	平成 26 年度木曾広域連合一般会計補正予算 (第 4 号)	……可決
議案第 15 号	平成 26 年度木曾広域連合介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	……可決
議案第 16 号	長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について	……可決
ほか	・承認 2件 ・報告 2件 ・認定 2件 ・発議 1件 ・全員協議会 4件	

## 平成 25 年度決算の概要

上記議会で認定されました。

### 会計別歳入歳出別決算総括表

区 分	予算額 (千円)	歳入決算額		歳出決算額		繰越事業費 (千円)	差引残額 (千円)
		金額 (千円)	収入率 (%)	金額 (千円)	執行率 (%)		
一般会計	3,707,510	3,726,313	100.5	3,637,708	98.1	0	88,605
介護保険特別会計	3,982,271	3,801,334	95.5	3,707,667	93.1	0	93,667
合 計	7,689,781	7,527,647	97.9	7,345,375	95.5	0	182,272

### 一般会計

歳入	決算額 (千円)	構成比 (%)	歳出	決算額 (千円)	構成比 (%)	主な歳出内容 (千円)
分担金及び負担金	1,954,725	52.4	議会費	15,989	0.4	情報センター機器更新等設備工事 70,262
使用料及び手数料	607,609	16.3	総務費	640,755	17.6	新ごみ処理施設計画支援業務委託料
国庫支出金	176,588	4.7	民生費	271,102	7.5	30,989
県支出金	11,772	0.3	衛生費	951,105	26.1	木曾クリーンセンター補修工事 53,550
財産収入	3,733	0.1	農林水産業費	33,069	0.9	消防・救急無線デジタル化整備 703,642
寄附金	141	0.0	土木費	45,563	1.3	高機能消防通信指令台整備 189,000
繰入金	17,084	0.5	消防費	1,477,360	40.6	
繰越金	290,722	7.8	教育費	113,638	3.1	※ 歳入は消防・救急無線の整備に伴う、
諸収入	121,439	3.3	公債費	89,127	2.5	国庫支出金、広域連合債が大幅増となり、
広域連合債	542,500	14.6				歳出もそれに伴い消防費の増となりました。
合 計	3,726,313	100.0	合 計	3,637,708	100.0	
前年度比較	625,584	—	前年度比較	827,701	—	

### 介護保険特別会計

歳入	決算額 (千円)	構成比 (%)	歳出	決算額 (千円)	構成比 (%)	主な歳出内容 (千円)
保険料	678,209	17.9	総務費	92,042	2.5	居宅サービス 1,692,391
分担金及び負担金	572,903	15.1	保険給付費	3,424,724	92.3	施設サービス 1,241,443
使用料及び手数料	52	0.0	地域支援事業費	109,916	3.0	地域密着サービス 277,993
国庫支出金	922,890	24.3	基金積立金	35,223	1.0	
支払基金交付金	997,610	26.2	諸支出金	45,762	1.2	※ 第 1 号被保険者 (65 歳以上) は
県支出金	521,285	13.7				対前年度 1.1% の増となりましたが、
財産収入	481	0.0				第 1 号被保険者に占める要介護認定
繰入金	19,371	0.5				者は前年と同率となっております。
繰越金	80,419	2.1				サービス受給者数 0.8%、給付件数
諸収入	8,114	0.2				0.1%、給付費 1.6%それぞれ前年度
合 計	3,801,334	100.0	合 計	3,707,667	100.0	より増となりました。
前年度比較	75,402	—	前年度比較	62,154	—	支払準備基金積立金は 130,596 千円

# 木曾広域連合人事行政の運営等の状況の公表

## 1. 職員数及び職員の給与の状況

(1) 職員数の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在及び平成 26 年 4 月 1 日現在）

区 分	職 員 数		対前年比	主 な 増 減 理 由
	25 年度	26 年度		
連 合 長 部 局	63 人	62 人	△ 1	退職 3 名 採用 2 名
消 防 長 部 局	65 人	65 人	0	退職 2 名 採用 2 名
計	128 人	127 人	△ 1	

※ 特別職は含みません。

(2) 人件費の状況（平成 25 年度決算）

木曾郡の人口 (26年3月1日現在)	歳 出 額 (A)	人 件 費 (B)	人 件 費 率 (B / A)
29,373 人	7,345,375 千円	1,006,811 千円	13.71%

※ 人件費は、決算における人件費の統計で、非常勤特別職、職員の給与、退職手当負担金などを含みます。

(3) 職員給与費の状況（平成 25 年度決算）

給 与 額				1 人当たりの 給 与 費
給 与 費	職員手当	期末・勤勉手当	計	
478,116 千円	77,027 千円	175,458 千円	730,601 千円	5,708 千円

※ 1 給与費は特別職を含まない一般職員への支給額です。  
※ 2 職員手当は退職手当を含みません。

(4) 職員の平均給料月額（平成 26 年 4 月 1 日現在）

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
44.9 歳	319,800 円	374,542 円

※ 1 平均給料月額とは職員の基本給の平均です。

※ 2 平均給与月額は、住居手当、時間外手当等を含み、平成 26 年度の給与実態調査で報告されたものです。

(5) 職員手当の状況（平成 25 年度支給割合）

区 分	特 定 管 理 職 員 以 外		特 定 管 理 職 員	
	期 末 手 当	勤 勉 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
6 月 期	1.225 月分	0.675 月分	1.025 月分	0.875 月分
12 月 期	1.375 月分	0.675 月分	1.175 月分	0.875 月分
計	2.6 月分	1.35 月分	2.2 月分	1.75 月分

(6) 職員の初任給

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	月 額
高校卒	140,100 円
大学卒	172,200 円

(7) 級別職員数（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区 分	職 員 数	区 分	職 員 数
1 級	13 人	4 級	25 人
2 級	1 人	5 級	15 人
3 級	64 人	6 級	9 人

(8) 特別職の報酬等の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区 分	報 酬 月 額	期 末 手 当 支 給 割 合	区 分	報 酬 月 額	期 末 手 当 支 給 割 合
副 管 理 者	555,000 円	6 月 期 1.4 月分 12 月 期 1.55 月分 計 2.95 月分	連 合 長	16,000 円	支 給 な し
			代 表 副 連 合 長	12,000 円	
			副 連 合 長	8,000 円	
			議 長	15,000 円	
			副 議 長	12,500 円	
			議 員	10,000 円	

## 2. 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間、休憩時間の状況

勤 務 時 間		休 憩 時 間	週 休 日 ・ 休 日
始 業 時 間	終 業 時 間		
午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	正午～午後 1 時	土曜日及び日曜日 祝日法に規定する休日 12 月 29 日から 1 月 3 日

(2) 年次休暇の状況（平成 25 年）

制 度 の 概 要	平均取得日数
1 年に 20 日付与（翌年に繰越し可能で、繰越し分を含めて最大 40 日）	10.9 日

## 3. 分限及び懲戒処分の状況（平成 25 年度）

- (1) 分限処分 休職 1 件（地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 項 心身故障）  
 (2) 懲戒処分 なし

## 4. 職員の研修の状況（平成 25 年度）

研修区分	受講者数	研修内容
市町村職員 研修センター研修	8 人	新規採用職員研修 中堅行政職員研修 係長研修 防災と危機管理研修 電子自治体推進職員研修ほか
専門研修 (専門知識、技術 などの習得研修)	消防 21 人 木曾寮 245 人 木曾 CC 1 人	消防大学校・県消防学校入校 救急救命士養成ほか 認知症ケア研修 感染症予防対策研修 口腔ケア研修ほか クレーン運転業務特別教育
その他	61 人	業務改善&タイムマネジメント研修

\*1 受講者数は延べ人数です。

\*2 木曾 CC とは木曾クリーンセンター（ごみ処理施設）の略です。

## 5. 職員の福祉及び利益の保護の状況（平成 25 年度）

区分	受診者数	内容
健康診断	65 人	年 1 回（夜勤従事者は年 2 回、潜水士は高気圧健康診断を年 1 回受診）
人間ドック	106 人	30 歳以上の職員

## 6. 公平委員会に係る業務の状況（平成 25 年度）

勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立てについては該当なし

## ごみを減らす生活をしてみませんか vol. 2

## ○ゴミの変遷

現代 買う→使う→捨てる

江戸時代 作る（買う）→徹底的に使う→壊れたら修理する→使えなくなったら素材にする  
→燃料にする→どうにもならない物だけ場所を決めて捨てる

江戸は世界最大の街でしたが、ごみ問題はほとんどありませんでした。

修理や回収をする業者さんがたくさんいて、割れた茶碗はついで使い、鍋釜の修理をする「<sup>いかけ</sup>鋳掛屋」、下駄の修理をする「雪駄直し」、「よなげ屋」は川の底に沈んでいる金物を拾い集める業者で、「ろうそくの流れ買い」といって、ろうそくのしずくを買い集めて再生する業者までいました。

炊事はかまどでしたから燃やせるものは全て燃料になり、たまった灰は肥料になるので「灰買い」が買って行ってくれました。

下肥も農地に入れるために専門の間屋があり、大人一人 1 年分で大根 50 本になり、12 軒の長屋の共同トイレでは年間 5 両、コメにして 750kg くらいだったといわれています。

江戸はエコな町だったのです。こうした状況は基本的には大きく変わらずに戦後まで続きました。

そんな生活が一変したのは、昭和 30 年頃の高度経済成長期に入ってからです。買い物カゴは紙袋やレジ袋に代わり、それまで貸本屋で借りていたマンガも大量に発行されるようになり、プラスチックがあっという間に浸透し、ごみの量も爆発的に増えだしたのです。 **続きは次回で**

